

社会福祉施設における労働災害防止のための自主点検

令和 年 月 日

事業場名	労働者数	
	事業場計	名(企業全体 名)
所在地	うちパート労働者 名	
	(TEL) うち派遣労働者 名	

1 事業場の安全衛生管理体制について教えてください(裏面参照)

(1) 以下の安全衛生担当者のうち選任しているもの全てに☑を付けてください。

安全管理者 衛生管理者 産業医 安全衛生推進者 衛生推進者 安全推進者

(2) 以下のうち実施しているものに☑をつけてください。

安全委員会 衛生委員会 安全衛生委員会
その他(関係労働者の意見を聴くための機会を設けている)

2 以下の事項のうち実施しているものについて☑を付けてください

労働者の雇入れ時、配置転換時に労働災害防止に関する教育を実施している。
労働災害防止のため、定期的に事業場内を巡視している。
作業内容ごとに作業標準を作成し、労働者に周知している。
年1回(深夜業を含む業務の従事者については6か月以内に1回)一般健康診断を実施している。

3 転倒災害防止のために講じている項目について☑を付けてください。(☑が付いていない項目については、災害防止対策を検討してください。)

No.	内 容	
1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置しない。	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いている。	
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)を確保している。	
4	転倒を予防するための教育を実施している。	
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用させている。	
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所について、周知している。	
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけている。	
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れている。	

4 腰痛災害防止のために講じている項目について☑をつけてください。(☑が付いていない項目については、災害防止対策を検討してください。)

No.	内 容	
1	移乗等の際にリフトやスライディングボード等の器具を使用している。	
2	ベッドや作業面の高さを調整するなど、不自然な姿勢での作業を行わないようにしている。	
3	介護者の負担軽減のため、部屋および通路の床面は段差や凹凸がないようにしている。	
4	「腰痛予防対策指針」に基づく腰痛健康診断を定期的実施している。	
5	作業開始前等に腰痛予防体操を実施している。	

5 労働災害防止に関する情報共有のため講じている項目について☑をつけてください。

No.	内 容	
1	ヒヤリ・ハット情報を収集し、施設内外の危険個所を把握している。	
2	施設内外における危険個所について、労働者間で情報を共有している。	
3	危険個所について見える化を図り、注意喚起を行っている。	
4	施設内や送迎経路における危険マップを作成し共有している。	
5	危険予知訓練(KYT)を導入し、実施している。	
6	リスクアセスメントを導入し、リスク低減措置を講じている。(裏面参照)	

社会福祉施設における安全衛生法令上の安全衛生管理体制について

	1人～9人	10人～49人	50人～
安全管理者	-	-	-
衛生管理者	-	-	○
安全衛生推進者	-	-	-
衛生推進者	-	○	-
産業医	-	-	○
安全推進者	-		
安全委員会	-	-	-
衛生委員会	-	-	○

- ・表の○印は法令により設置が義務付けられているものです。なお、安全衛生管理体制は原則として事業場単位で設置する必要があります。
- ・表の 印は、平成25年3月「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」で示されたものです。
- ・労働者数が50人以上の事業場においては、衛生委員会の設置、及び、労働者の健康障害防止・健康保持増進に係る対策、労働災害の原因と再発防止対策等、労働衛生に関する事項の審議が義務付けられています。
- ・労働者数が50人未満の事業場でも、産業医に準ずる者による健康管理や、安全衛生について話し合う場の設置が求められています。

リスクアセスメントについて

リスクアセスメントとは、作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の「重篤度（被災の程度）」とその災害が「発生する可能性の度合い」を組合わせて「リスク（危険の程度）」を見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減策を検討し、その結果を記録し、段階的に安全化を進める手法で、未然に労働災害を防止するために非常に有効です。